

令和6年11月27日

各地域包括支援センター管理者 様
各指定居宅介護支援事業所代表者 様
各指定介護予防・日常生活支援総合事業所代表者 様

加古川市 高齢者・地域福祉課長

加古川市介護予防・日常生活支援総合事業に係る月額包括報酬の
日割算定の適用について（お知らせ）

平素より、本市の介護保険行政にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、本市介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）における月額包括報酬について、日割りコードを設定しましたので下記のとおりご案内致します。

つきましては、貴所属職員に周知いただきますよう、お願い申し上げます。

記

- 1 適用となる算定月 令和6年11月のサービス提供分より適用
(※令和6年11月サービス提供分から適用するものとし、それ以前の請求について過誤処理をしていただく必要はありません。)
- 2 適用対象サービス
 - ・介護予防型訪問サービス（従前相当サービス）
 - ・ターミナル支援型訪問サービス（従前相当サービス）
 - ・介護予防型通所サービス（従前相当サービス）
- 3 サービスコード表・単位数表マスタ掲載場所
【市ホームページ】
トップページ > 事業者の方へ > 介護・福祉 > 介護予防・日常生活支援総合事業 > サービスコード表・単位数表マスタ・Q&A
- 4 月額包括報酬の日割り請求にかかる適用について掲載場所
【市ホームページ】
トップページ > 組織から探す > 福祉部 > 高齢者・地域福祉課 > 介護・福祉 > 介護予防・日常生活支援総合事業 > 通知・説明会資料等
- 5 介護予防・日常生活支援総合事業における報酬単価の見直しに関するQ&Aの掲載場所
【市ホームページ】
トップページ > 事業者の方へ > 介護・福祉 > 介護予防・日常生活支援総合事業 > サービスコード表・単位数表マスタ・Q&A

【問合せ先】

加古川市 高齢者・地域福祉課／地域包括ケア係
TEL：079-427-9715（直通）FAX：079-421-2063
E-mail:fukushi@city.kakogawa.lg.jp